

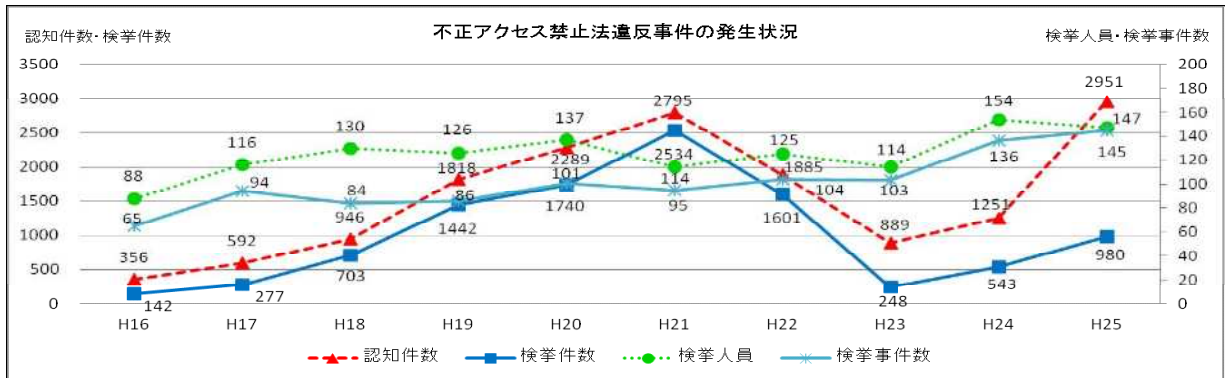
平成25年中の不正アクセス行為の発生状況等の公表について

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、毎年、不正アクセス行為の発生状況を公表するもの

1 不正アクセス行為の発生状況（公表要旨）

(1) 認知・検挙状況

認知件数2,951件（前年比+1,700件）、検挙件数980件(+437件)
検挙人員147人(-7人)、検挙事件数145件(+9件)



(2) 発生状況の特徴

ア 不正アクセス行為後の行為

認知した不正アクセス行為のうち、インターネットバンキングの不正送金が1,325件（44.9%）

イ 不正アクセス行為の手口

検挙した不正アクセス行為のうち、利用権者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだものが767件（79.5%）

ウ 改正不正アクセス禁止法の適用

平成24年5月から新たに処罰対象となった識別符号取得行為、識別符号保管行為をそれぞれ2件、フィッシング行為を1件検挙

(参考) 連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃の状況

「連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃」による不正アクセス行為が約80万件

(3) 防御上の留意事項

ア 利用権者の講ずべき措置

- ・ 安易に個人情報を入力しないなどの個人情報の適正な取扱い
- ・ 使い回しをしない、推測が容易なパスワードを避けるなど、パスワードの適切な設定・管理
- ・ コンピュータ・ウイルス等の不正プログラム対策

イ アクセス管理者等の講ずべき措置

- ・ ワンタイムパスワード等による個人認証の強化
- ・ ID・パスワードを使い回すことの危険性の周知

2 今後の対応

(1) 取締りの推進

不正アクセス行為等の発生状況の集約・分析、都道府県警察間の合同・共同捜査等の推進により、効率的、効果的な捜査を推進

(2) 広報啓発活動の推進

「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づき、関連企業・団体等と連携して、警察庁ホームページ、パンフレット等を活用し、ID等の使い回しの危険性や不正アクセス対策について周知、広報啓発を推進